1

浅妻章如 立教大学法学部教授 「多国籍企業について利子部分の課税を諦める」 2023年3月28日 東京財団政策研究所

ANNEX

I 機械の賃貸借と売買との比較

g 機械賃料

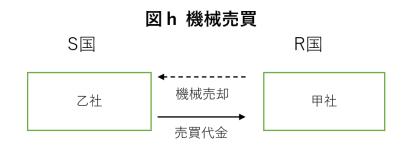
図 g で乙社が S 国で商品を製造するための機械を R 国の甲社が R 国で製造し乙社に賃貸する場合、賃料所得の源泉は S 国 * にある。



【編集メモ】*機械等の使用料の源泉地は、「使用地主義」(所得税法第161条①十一ハ)が規定されている。本設問において、租税条約の「債務者主義」によった場合でも結論は変わらない。

h 機械売買

図hで乙社がS国で商品を製造するための機械をR国の甲社がR国で製造し乙社に売却する場合、 販売所得の源泉はR国(機械の製造国)にある。



需要だけでは所得源泉を基礎付けず所得を生み出す事業をした場所(生産地)が所得源泉であるという伝統的な通念に照らすと、図gが例外である。

ここで図 h (機械売買) について時間の概念を導入する。この機械を利用して製造を行う乙社に特別なノウハウがない場合(表 i) と、乙社に特別なノウハウがある場合(表 I') を掲げる。

これまでの設例同様、税率は30%、割引率 (discounting rate) は10% (年複利) とする。

表 i: 乙社に特別なノウハウのない場合 (毎年の収益 1000)

年度			Samuelson 償却*			expensing 方式*		
	2	3	4	(5)	6	7	8	9
	収益	現在価値	費用	所得	税	費用	所得	税
0	0	2487	0	0	0	2487	-2487	-746
1	1000	1736	751	249	75	0	1000	300
2	1000	909	826	174	52	0	1000	300
3	1000	0	909	91	27	0	1000	300

【編集メモ】「表i」「表i'」では、売買された機械への投資の費用化のタイミングについて、①包括的所得概念に則った場合(Samuelson 償却は"真の経済的減価償却"を指す)と②キャッシュフロー法人税(expensing 方式)に則った場合を比較している。

表 i': 乙社が特別なノウハウを持つ場合(毎年の収益 1500) 乙社 (図 h) の Samuelson 償却と expensing 方式との比較

年度			Samuelson 償却			expensing 方式			
	収益	現在価値	費用	所得	税	費用	所得	税	
	2	3	4	(5)	6	7	8	9	
0	0	2487	0	0	0	2487	-2487	-746	
1	1500	1736	751	749	225	0	1500	450	
2	1500	909	826	674	202	0	1500	450	
3	1500	0	909	591	177	0	1500	450	

甲社が図 h で製造した機械を乙社が特殊なノウハウなしに用いて営業する場合、第 1 年度から第 3 年度にかけて税引前収益 1000 ずつが生じると想定する(表 i'は乙社に特殊なノウハウがあり他者が機械を用いると 1000 ずつの収益が生じるが乙社が用いると 1500 ずつの収益が生じるというモデルを想定している)。

この機械を第 0 年度に売買する場合の割引現在価値は 2487(=1000/1. 1+1000/1. 1²+1000/1. 1³)である。

S国が包括的所得概念に則って乙社に減価償却(Samuelson 償却)を適用している場合、第1年度~第3年度の費用(減価償却費だけとする)は第4列のようになり、所得(第5列)は【第2列-第4列=収益-費用】の値となり、税(第6列)は【第5列×30%】となる。

つまり図 h で販売所得(第 0 年度の 2487)の源泉が R 国にあるとは言っても、表 i 第 5 列の所得(第 1 年度~第 3 年度)の源泉は S 国にある *。しかし表 i 第 5 列の所得は利子部分であり、図 c(出資)と図 f(出資 + ACE)との比較において利子部分が幻であるとの発想を適用すると、 S 国源泉所得は幻と見るべきである。

【編集メモ】*S国の乙社が、R国の甲社から購入した機械を事業に用いて第 5 列の「所得」をあげている。なお、表 i の設例ではノウハウを持たない乙社の S 国における生産に帰属する利益は 0 と想定していることに留意。

S国が消費型所得概念に則って expensing 方式 (cash flow 法人税) を乙社に適用させている場合、第0年度の乙社の費用が2487となり、他の所得に係る税額を746減額させる。代わりに、第1年度~第3年度の所得額は収益と同額となり、税が第1年度~第3年度に300ずつ生じる。そして、第9列

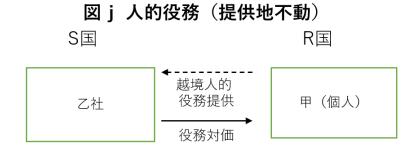
の税の経済実質的な合計負担は、 $-746\times1.1^3+300\times1.1^2+300\times1.1+300=0$ となる。

図gで乙社(S国)が第0年度に機械を借り第1年度~第3年度に1000ずつの収益を得て1000ずつの賃料を甲社(R国)に支払う(乙社にノウハウがないと想定しているため)と第1年度~第3年度の乙社の所得は0となる。賃料所得の源泉は現行法下ではS国にあると判定されるが、生産地が所得源泉であるという通念と比較すると、賃料所得の源泉は(この設例において甲社・乙社を通じて収益(付加価値)を生んだ機械を生産した)R国にあるという従来のルールは通念と齟齬していると見るべきである。

このように見比べると、図 h で包括的所得概念に則り乙社に第1年度〜第3年度にS国源泉所得 (これは第0年度に2487を貯蓄し第1年度〜第3年度に1000ずつ引き落とす場合の利子所得額と同 じ)が生じることの方が、他の取引との均衡を失している

Ⅱ 機械(賃貸借、売買)と人的役務との比較

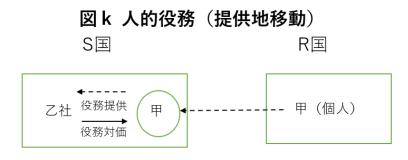
j クロスボーダー人的役務の提供(提供地不動)



図jでR国居住者である甲がR国に所在しながら電話等で乙社に役務提供している場合の役務対価の所得源泉は役務遂行地であるR国にあるとされている。

k 人的役務の提供者が移動

図 k で甲が物理的にS国に移動し乙社に役務提供している場合の役務対価の所得源泉は役務遂行地であるS国にあるとされている。甲はS国居住者になる場合もあるし(例:日本の野球選手がアメリカの球団に移籍) R国居住者のままである場合もある(例:Boulez, 83 TC 584*)。



【編集メモ】*フランスの高名な指揮者であり、ドイツ居住者であったブーレーズ氏は、米国を訪問してレコード作成のための演奏を行い、受領した対価約4万ドルをドイツでのみ申告した(1976年)。ブーレーズ氏はこれを租税条約の下で米国で課税されない使用料に該当すると主張したが、米国の裁判所は、本件支払は使用料にあたらないとして米国での課税を是認した。

図jと図k(人的役務の提供地の移動)を比較すると、需要地ではなく生産地に所得源泉があるという伝統的な通念は頑健に見える。

しかし図 h(機械売買)と図 k(人的役務の提供)を比較すると、図 h ではR国に所得源泉があるのに対し、図 k で甲がR国において人的資本を高めてきた部分に関する所得の源泉がR国に認められていない。需要地ではなく生産地に所得源泉があるという伝統的な通念は頑健ではない。人的資本は Kaplow 以来夙に論じられてきたように実現時課税に服す*からである。そして実現時課税は包括的所得概念ではなく消費型所得概念と親和的であり、表 i の expensing 方式と同様に利子部分の課税を生じさせない。

【編集メモ】*イメージとしては、日本で高等教育を受けた人が海外 X 国で就職した場合、その人の所得に対する日本における課税はなく、X 国でのみ課税されることになる。

また、図 j・図 k の人的資本の実現時課税は、図 g の賃料が実現時に課税されることと比較し、利子部分の課税を生じさせないという点で共通している。図 h で乙社に減価償却費控除しか認めていないことによる所得課税(利子部分の課税)が他の取引と比べて不均衡である。

もし生産地に所得源泉があるという発想を貫徹させるなら、図 k で甲がR国からS国に出国(居住地変更の有無を問わず)する際に甲の人的資本含み益にR国が課税すべきであり、S国が甲の役務所得に課税する際にR国出国税の課税標準を控除して二重課税調整をすべきである、という煩雑さが生じる。更に、利子部分を非課税とするなら、表 i の第 5 列(所得)に相当する額も控除する(A C E の扱い)ことになる。

もし需要地に所得源泉があるという発想に変更するなら、図g(機械賃料)、図h(機械売買)図j(クロスボーダー人的役務)、図k(移動した人的役務)の何れについてもS国に所得源泉があることになり、煩雑さが減る。また、実現時課税で構わない。図hについては機械売買時に甲社の所得が実現しているので課税することになるが(S国源泉として扱う)、乙社に expensing 方式を適用することで図g図j図kとの均衡(利子部分非課税)が保たれる。